



島根県報

令和7年3月14日（金）

第 5 9 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則	（税 務 課）	4
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則	（ ” ）	4
島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（情報システム推進課）	32
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	（沿岸漁業振興課）	32

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	32
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（ ” ）	33
介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	（ ” ）	33
換地処分（2件）	（農村整備課）	33
保安林の指定（3件）	（森林整備課）	34
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ ” ）	35
土地収用法の規定による事業の認定	（用地対策課）	36
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	38

【公 告】

島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発・運用保守業務に係る提案競技の実施	（青少年家庭課）	38
特定計量器の定期検査の実施	（商工政策課）	41
基本測量の実施	（技術管理課）	43
公共測量の終了（3件）	（ ” ）	43

【特定調達公告】

令和7年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）購入に係る一般競争入札の実施	（水 産 課）	44
島根県立中央病院における全身用X線CT診断システム調達及びメンテナンス業務の委託に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	47

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		47
不在者投票を行うことができる施設の指定		48

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	48
--	-----------	----

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

(") 57

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則（規則第7号）

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日は、令和7年4月1日とすることとした。

◇島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（規則第8号）

1 規則の概要

- (1) 課税免除される産業廃棄物は、市町村（市町村の組合を含む。）の条例により搬入を認められている産業廃棄物のうち、処理費用を徴収されないものとした。（第2条関係）
- (2) 課税標準である産業廃棄物の重量は、1,000分の1トン未満の端数を切り捨てることとした。（第3条関係）
- (3) 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において換算して得た重量とすることができる要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとした。（第4条関係）
- (4) 換算して得た重量は、産業廃棄物の種類に応じて定めた換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とすることとした。（第5条関係）
- (5) 産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する文書の様式を定めるとともに、各申請又は届出の期限等を定めることとした。（第6条・第7条・第9条一第12条・第14条第1項関係）
- (6) 特別徴収義務者に対し徴収猶予する場合の担保の提供を免除する要件は、徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該申請日前3年以内に産業廃棄物減量税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近の同税の納入状況から徴収猶予期間内に猶予税額を納入することが確実と認められることとした。（第8条第1項関係）
- (7) 担保提供手続について、地方税法施行令第6条の10の規定を準用することとした。（第8条第2項関係）
- (8) 帳簿等への記載事項は、産業廃棄物の搬入年月日、産業廃棄物の種類及び重量又は容量、課税免除される産業廃棄物の種類及び重量又は容量、産業廃棄物の最終処分委託者の氏名又は名称並びに産業廃棄物管理票の交付番号とすることとした。（第13条関係）
- (9) その他産業廃棄物減量税の賦課徴収の手続等について島根県県税条例施行規則の定めるところによることとした。（第14条第2項関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

島根県産業廃棄物減量税条例の施行に伴う規定の整理（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

漁業活性化資金、基幹漁業経営安定化資金及び長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第7号

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則

島根県産業廃棄物減量税条例（令和6年島根県条例第47号）の施行期日は、令和7年4月1日とする。

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第8号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県産業廃棄物減量税条例（令和6年島根県条例第47号。次条を除き、以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第2条 島根県産業廃棄物減量税条例第5条第1号に規定する規則で定める産業廃棄物は、市町村（市町村の組合を含む。）の条例により搬入を認められている産業廃棄物のうち、その処理に要する費用を徴収されないものをいう。

（課税標準の端数計算）

第3条 産業廃棄物減量税の課税標準である産業廃棄物の重量は、その重量に1,000分の1トン未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（条例第6条の規則で定める要件）

第4条 条例第6条の規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

（換算して得た重量）

第5条 条例第6条の規則で定めるところにより換算して得た重量は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

（特別徴収義務者の指定）

第6条 産業廃棄物減量税の課税地を管轄する県民センター（課税地が隠岐郡である場合にあっては、東部県民センター）の長（以下「所長」という。）は、条例第9条第2項の規定により産業廃棄物減量税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定したときは、産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書（第1号様式）により、これを通知するものとする。

（特別徴収義務者としての登録申請）

第7条 条例第10条第1項前段の規定により特別徴収義務者としての登録を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、産業廃棄物減量税特別徴収義務者登録申請書（第2号様式）により、所長に申請しなければならない。

(1) 条例第9条第1項に規定する特別徴収義務者 最終処分場において産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の5日前の日

(2) 条例第9条第2項に規定する特別徴収義務者 産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書を受け取った日から5

日を経過する日

2 条例第10条第1項後段の規定により登録した事項の変更を申請しようとする者は、当該変更があった日から5日以内に、産業廃棄物減量税特別徴収義務者変更登録申請書（第3号様式）により、所長に申請しなければならない。

（条例第12条第1項の担保の提供を免除する場合の要件等）

第8条 条例第12条第1項の規則で定める要件は、同条第2項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物減量税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物減量税に係る徴収金の納入状況からみて当該徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物減量税を納入することが確実に認められることとする。

2 条例第12条第1項の規定により徴する担保の提供手続については、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定を準用する。

（最終処分場の設置等の届出）

第9条 条例第14条第1項の規定による届出をしようとする者（以下「納税者」という。）は、当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場設置届出書（第4号様式）により、所長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合には、当該変更があった日から5日以内に、最終処分場変更届出書（第5号様式）により、所長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

（特別徴収義務等の消滅届）

第10条 特別徴収義務者及び納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）は、最終処分場の埋立処分が終了し、又は最終処分場を譲り渡し、若しくは貸し付けたことにより、当該処分場における特別徴収義務又は納税義務が消滅したときは、その消滅した日から10日以内に産業廃棄物減量税特別徴収義務消滅届出書（第6号様式）又は産業廃棄物減量税納税義務消滅届出書（第7号様式）により所長に届け出なければならない。

（最終処分場の休止届）

第11条 特別徴収義務者等は、最終処分場を1月以上にわたって休止しようとするときは、その休止の日から10日以内に最終処分場休止届出書（第8号様式）により所長に届け出なければならない。

（納期限等の指定の通知）

第12条 所長は、条例第11条第2項又は第15条第2項の規定により別に納入又は納付に係る期間又は期限を指定したときは、産業廃棄物減量税納期限等指定通知書（第9号様式）により、これを特別徴収義務者等に通知するものとする。

（帳簿等への記載事項等）

第13条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
- (2) 産業廃棄物の種類及び重量又は容量並びにそのうち条例第5条の規定により産業廃棄物減量税を課されない産業廃棄物の種類及び重量又は容量
- (3) 特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の最終処分の委託者の氏名又は名称及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

（文書の様式等）

第14条 文書の様式は、産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。

行 為 の 区 分	様 式
1 条例第10条第2項の規定による証票の交付	産業廃棄物減量税特別徴収義務者証票（第10号様式）
2 条例第11条第1項又は第15条第1項の規定による申告	産業廃棄物減量税納入（納付）申告書（第11号様式）

3 条例第12条第2項の規定による申請	産業廃棄物減量税徴収猶予申請書（第12号様式）
4 条例第12条第3項の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条の2の2の規定による通知	産業廃棄物減量税徴収猶予（承認・不承認）通知書（第13号様式）
5 条例第13条第1項の規定による申請	産業廃棄物減量税還付・納入義務免除申請書（第14号様式）
6 条例第13条第3項の規定による通知	産業廃棄物減量税還付・納入義務免除（承認・不承認）通知書（第15号様式）
7 条例第16条第2項の規定による修正申告	産業廃棄物減量税修正申告書（第16号様式）
8 条例第17条の規定による通知	産業廃棄物減量税更正（決定）通知書（第17号様式）
9 法第20条の9の3第1項又は第2項の規定による請求	産業廃棄物減量税更正請求書（第18号様式）
10 法第20条の9の3第4項の規定による通知及び同項の規定による更正をする旨の通知	産業廃棄物減量税更正請求（承認・不承認）通知書（第19号様式）

- 2 前項に定めるもののほか、産業廃棄物減量税の賦課徴収についての手続及び文書の様式は、島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の定めるところによる。この場合において、同規則第5条第1項中「又はこの規則」とあるのは「、島根県産業廃棄物減量税条例（令和6年島根県条例第47号）、この規則又は島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（令和7年島根県規則第8号）」と、同規則第7条第1項中「条例第5条」とあるのは「島根県産業廃棄物減量税条例第18条第1項の規定により読み替えられた条例第5条」とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

産 業 廃 棄 物 の 種 類	換算係数
1 燃え殻（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する燃え殻をいう。）	1.14
2 汚泥（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する汚泥をいう。）	1.10
3 廃油（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃油をいう。）	0.90
4 廃プラスチック類（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類をいう。）	0.35
5 紙くず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第1号に規定する紙くずをいう。）	0.30
6 木くず（廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずをいう。）	0.55
7 繊維くず（廃棄物処理法施行令第2条第3号に規定する繊維くずをいう。）	0.12
8 動植物性残さ（廃棄物処理法施行令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。）	1.00
9 動物系固形不要物（廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物をいう。）	1.00
10 ゴムくず（廃棄物処理法施行令第2条第5号に規定するゴムくずをいう。）	0.52
11 金属くず（廃棄物処理法施行令第2条第6号に規定する金属くずをいう。）	1.13
12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃棄物処理法施行令第2条第7号に規定するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。）	1.00
13 鋳さい（廃棄物処理法施行令第2条第8号に規定する鋳さいをいう。）	1.93
14 がれき類（廃棄物処理法施行令第2条第9号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。）	1.48

15 動物のふん尿（廃棄物処理法施行令第2条第10号に規定する動物のふん尿をいう。）	1.00
16 動物の死体（廃棄物処理法施行令第2条第11号に規定する動物の死体をいう。）	1.00
17 ばいじん（廃棄物処理法施行令第2条第12号に規定する集じん施設によって集められたばいじんをいう。）	1.26
18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物	1.00

備考 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

県民センター所長 

産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書

島根県産業廃棄物減量税条例第9条第2項の規定により、産業廃棄物減量税の特別徴収義務者として指定したので、この通知書を受け取った日から5日以内に特別徴収義務者としての登録申請書を提出してください。

住 所 又 は 所 在 地		
氏 名 又 は 名 称		
産業廃棄物減量税 を徴収すべき最終 処分場（納入地）	所 在 地	
	名 称	
特別徴収義務者指定年月日		年 月 日
指 定 理 由		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第2号様式（第7条関係）

産業廃棄物減量税特別徴収義務者登録申請書			
年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話)
島根県産業廃棄物減量税条例第10条第1項の規定により、産業廃棄物減量税の特別徴収義務者の登録を申請します。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
最終処分の開始予定年月日及び産業廃棄物処分業許可証の許可番号	開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
	許 可 番 号		
最終処分場の産業廃棄物処理施設許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日	
	許 可 番 号		
重量計測の可否	可 〔 計量計の最小目盛 〕 不可		
中間処理業実施の有無	有 無		
摘 要			

備考 産業廃棄物処分業許可証の写し（許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出してください。）を添付してください。

第3号様式 (第7条関係)

		徴収番号	
産業廃棄物減量税特別徴収義務者変更登録申請書			
年 月 日	特別徴収義務者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話)
島根県産業廃棄物減量税条例第10条第1項の規定により、登録事項の変更を申請します。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
変更申請事項	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日	年 月 日		
理 由			

備考 産業廃棄物処分業の許可に係る事項に変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付してください。

第4号様式（第9条関係）

最終処分場設置届出書			
年 月 日	納 税 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話)
最終処分場の（設置・譲受け・借受け）をしたので、島根県産業廃棄物減量税条例（第14条第1項・第14条第2項の規定により準用される同条第1項）の規定により届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
最終処分場の開始予定年月日	開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
最終処分場の設置の場合にあっては、当該許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日	
	許 可 番 号		
最終処分場の譲受け又は借受けの場合にあっては、当該許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日	
	許 可 番 号		
重量計測の可否	可	〔 計量計の最小目盛 〕	不可
摘 要			

備考 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し（許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出してください。）を添付してください。

第5号様式 (第9条関係)

		徴収番号	
最終処分場変更届出書			
年 月 日	納 税 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話)
島根県産業廃棄物減量税条例（第14条第1項・第14条第2項の規定により準用される同条第1項）の規定により、届出事項の変更を届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称		所 在 地	
		名 称	
変更届出事項	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	
理 由			

備考 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る事項に変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付してください。

第6号様式 (第10条関係)

		徴収番号	
産業廃棄物減量税特別徴収義務消滅届出書			
年 月 日	特別徴収義務者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話)
次の最終処分場についての特別徴収義務が消滅したので届け出るとともに、特別徴収義務者証票を返納します。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
特別徴収義務が消滅することとなった理由			
上記理由の発生日	年 月 日		
備 考			

第7号様式（第10条関係）

		徴収番号	
産業廃棄物減量税納税義務消滅届出書			
年 月 日 県民センター所長 様	納 税 者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	(電話)
次の最終処分場についての納税義務が消滅したので届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
納税義務が消滅することとなった理由			
上記理由の発生日	年 月 日		
備 考			

第8号様式 (第11条関係)

		徴収番号	
最終処分場休止届出書			
年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話)
次のとおり最終処分場を休止しますので届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
休 止 理 由			
備 考			

第9号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税納期限等指定通知書

島根県産業廃棄物減量税条例（第11条第2項・第15条第2項）の規定により、（徴収すべき産業廃棄物減量税の納入・産業廃棄物減量税の納付）の期間又は期限を次のとおり指定します。

	徴収番号	
期 間	年 月 日から	年 月 日まで
納 期 限	年 月 日	
指 定 の 理 由		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第14条関係）

第 号
産業廃棄物減量税特別徴収義務者証票
島 根 県

注 材質はアルミ製とし、規格は縦10センチメートル、横20センチメートルとする。

第11号様式 (第14条関係)

産業廃棄物減量税納入 (納付) 申告書

通信日付印		確 認		入 力		徴収番号	
年 月 日 県民センター所長 様	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地	(電話)				
		氏名又は名称					
	最終処分場	所在地					
		名 称					
期 間	年 月から 年 月まで						
区 分	重 量 又 は 税 額					摘 要	
課税対象産業廃棄物の重量 ①	. トン						
条例第5条の規定により課税免除される産業廃棄物の重量 ②	. トン						
課税標準たる重量 (①-②) ③	. トン						
③のうち特別徴収に係る重量 ④	. トン						
④に係る申告納入税額	円						
③のうち申告納付に係る重量 ⑤	. トン						
⑤に係る申告納付税額	円						

備考

- 1 「課税標準たる重量 (①-②) ③」欄は、1,000分の1トン未満を切り捨てて記載してください。
- 2 この申告書には、付表を添付してください。

付表

特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称					徴収番号
区分	課税標準に関する明細書（ 年 月から 年 月まで）				
	産業廃棄物の種類	容量① (m ³)	換算係数②	重量（換算重量 （①×②））③ (トン)	摘 要
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	鋳さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
産業廃棄物処理法施行令第2条第13号に 規定する廃棄物			1.00		
小計					←申告書③欄へ転記
課 税 免 除 さ れ る 搬 入					
小計					←申告書②欄へ転記
合計					←申告書①欄へ転記

備考

- この付表は、第11号様式に添付してください。
- 「重量（換算重量（①×②））③」欄は、あらかじめ重量が判明している場合はその重量を記載し、容量から換算係数を用いて重量を算出する場合はその換算後の重量を記載してください。なお、重量（換算重量）は、1,000分の1トン未満を切り捨ててください。
- 「容量①」欄は、端数を処理しないで記載してください。

第12号様式（第14条関係）

		徴収番号	
産業廃棄物減量税徴収猶予申請書			
年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話)
島根県産業廃棄物減量税条例第12条第2項の規定により、徴収猶予の申請をします。			
申告対象年月	年 月 から 年 月 まで		
納 期 限	年 月 日		
申告納入に係る課税標準量	. トン		
申告納入税額	円		
徴収猶予申請額	円		
徴収猶予申請理由			
徴収猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
担保の種類及び価格			
摘 要			

備考 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

第13号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

県民センター所長



産業廃棄物減量税徴収猶予（承認・不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった産業廃棄物減量税の徴収猶予については、次のとおり（承認する・承認しない）こととしたので通知します。

	徴収番号
申告対象年月	年 月から 年 月まで
納 期 限	年 月 日
課 税 標 準 量	トン
申 告 税 額	円
徴 収 猶 予 申 請 額	円
徴 収 猶 予 承 認 額	円
徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
担 保 の 種 類	
不 承 認 理 由	
備 考	

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式 (第14条関係)

		徴収番号			
産業廃棄物減量税還付・納入義務免除申請書					
年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地			
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話)		
島根県産業廃棄物減量税条例第13条第1項の規定により、次のとおり還付又は納入義務の免除を申請します。					
申 請 内 容	申告対象年月	納 期 限	課税標準量	税 額	
申告納入に係る申告額等	年 月から 年 月まで	年 月 日	. トン	円	
申告額のうち既に納入済みの税額	/			円	
申告額のうち納入義務免除申請額	/			円	
納入義務免除による還付税額	/			円	
申 請 理 由					
摘 要					

備考 還付又は納入義務の免除の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

第15号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税還付・納入義務免除（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物減量税の還付又は納入義務の免除については、次のとおり（承認する・承認しない）こととしたので、島根県産業廃棄物減量税条例第13条第3項の規定により通知します。

		徴収番号			
申 請 内 容	申告対象年月	納 期 限	課税標準量	税 額	
申 告 額 等	年 月 から 年 月 まで	年 月 日	. トン	円	
申告額のうち還付又は納入義務免除申請額	/			円	
還付又は納入義務免除額	/			円	
還付又は納入義務免除不承認の理由					

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式 (第14条関係)

産 業 廃 棄 物 減 量 税 修 正 申 告 書

		徴収番号	
年 月 日 県民センター所長 様	納 税 者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	(電話)
	最終処分場	所 在 地	
		名 称	
期 間	年 月から 年 月まで		
区 分	課税標準たる重量	税 額	
修 正 申 告 ①	. トン	円	
当 初 申 告 ②	. トン	円	
今回納付すべき税額 (①-②)	. トン	円	

備考

- 1 「課税標準たる重量」欄は、1,000分の1トン未満を切り捨てて記載してください。
- 2 この申告書には、付表を添付してください。

付表

納税者の氏名又は名称		徴収番号			
区分	課税標準に関する明細書 (年 月 から 年 月 まで)				
	産業廃棄物の種類	容 量① (m ³)	換算係数②	重量 (換算重量 (①×②)) ③ (トン)	摘 要
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	鋳さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
産業廃棄物処理法施行令第2条第13号に 規定する廃棄物			1.00		
小計				←申告書①欄へ転記	
課 税 免 除 さ れ る 搬 入					
小計					
合計					

備考

- この付表は、第16号様式に添付してください。
- 「重量 (換算重量 (①×②)) ③」欄は、あらかじめ重量が判明している場合はその重量を記載し、容量から換算係数を用いて重量を算出する場合はその換算後の重量を記載してください。なお、重量 (換算重量) は、1,000分の1トン未満を切り捨ててください。
- 「容量①」欄は、端数を処理しないで記載してください。

第17号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

県民センター所長 

産業廃棄物減量税更正（決定）通知書

次のとおり課税標準たる重量及び税額の更正（決定）並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納入（納付）してください。不足金額に対する延滞金の計算方法は、別紙のとおりです。

納入（納付）すべき額 ① + ② + ③ + ④	円	納期限	年 月 日
更正（決定）対象	年 月から 年 月まで	徴収番号	
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日

区 分		更正（決定）額又は 加算後累積税額	既に納入（納付）の確 定した額又は累積税額	過不足額	
税 額 等	課税標準たる重量	トン	トン		
	税 額（ % ）	円	円	① 円	
加 算 金	過 少 申 告 加算金	対 象 税 額			
		加算金額（ % ）			
		加算対象金額			
		加算金額（ % ）			
		加算金 計		②	
	不申告 加算金	対 象 税 額			
		加算金額（ % ）			
		加算対象金額			
		加算金額（ % ）			
		加算対象金額			
		加算金額（ % ）			
		加算金 計		③	
	重 加算金	対 象 税 額			
		加算金額（ % ）			④

更正（決定） の 理 由	地方税法第 条の 第 項の規定による。
-----------------	---------------------

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算して下さい。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納入（納付）される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入（納付）される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数 (A)}}{365} + 0.146 \right. \\ \left. \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\}$$

2 0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第18号様式 (第14条関係)

		徴収番号		
産 業 廃 棄 物 減 量 税 更 正 請 求 書				
年 月 日	請 求 者	住所又は所在地		
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話)	
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地			
	名 称			
地方税法第20条の9の3第 項の規定により、次のとおり更正の請求をします。				
更正の請求対象年月		年 月から 年 月まで (申告納入分・申告納付分)		
税 額 等		更正の請求前	更正の請求後	差引更正の請求額等
	課 税 標 準 量	. トン	① . トン	. トン
	税 額	円	円	円
地方税法第20条の9の3第1項の法定納期限の翌日又は同条第2項各号の期間の起算日		年 月 日 (地方税法第20条の9の3第 項第 号該当)		
更正請求の理由、請求するに至った事情の詳細その他参考となる事項				

備考

- 「更正の請求対象年月」欄は、申告対象月を記載し、括弧内の申告納入分・申告納付分のいずれかに○印を付けてください。
- この請求書には、付表を添付してください。

付表

特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称		徴収番号			
区分	課税標準に関する明細書（ 年 月から 年 月まで）				
	産業廃棄物の種類	容 量① (m ³)	換算係数②	重量（換算重量 （①×②））③ (トン)	摘 要
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	鋳さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
ばいじん		1.26			
廃棄物処理法施行令第2条第13号に 規定する廃棄物			1.00		
小計					←更正請求書①欄へ転記
課 税 免 除 さ れ る 搬 入					
小計					
合計					

備考

- この付表は、第18号様式に添付してください。
- 「重量（換算重量（①×②））③」欄は、あらかじめ重量が判明している場合はその重量を記載し、容量から換算係数を用いて重量を算出する場合はその換算後の重量を記載してください。なお、重量（換算重量）は、1,000分の1トン未満を切り捨ててください。
- 「容量①」欄は、端数を処理しないで記載してください。

第19号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税更正請求（承認・不承認）通知書

年 月 日付けの産業廃棄物減量税の更正の請求については、次のとおり（承認する・承認しない）こととしたので、通知します。

		徴収番号		
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地			
	名 称			
更正の請求対象年月	年 月 から 年 月 まで（申告納入分・申告納付分）			
税 額 等	更正の請求前	更正の請求後	差引更正の請求額等	
	課 税 標 準 量	. トン	. トン	. トン
	税 額	円	円	円
不 承 認 の 理 由				

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第9号

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第10号）の項中「令和元年島根県条例第10号」を「令和6年島根県条例第47号」に改め、同表島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の項中「平成26年島根県条例第42号」を「令和元年島根県条例第10号」に改める。

別表第2 島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第10号）の項中「令和元年島根県条例第10号」を「令和6年島根県条例第47号」に改め、同表島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の項中「平成26年島根県条例第42号」を「令和元年島根県条例第10号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第10号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表漁業活性化資金の項中「1.6パーセント」を「1.7パーセント」に改め、同表基幹漁業経営安定化資金の項中「1.2パーセント」を「1.3パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「1.6パーセント」を「1.8パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社 楽	訪問看護	訪問看護ステーション らく	益田市高津町口437-54	令和7年4月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 益田東部福祉会	通所介護	デイサービスセンターひれふり苑	益田市大草町1088番地10	令和7年3月31日
特定非営利活動法人 はとぼっぱ	通所介護	デイサービスはとぼっぱ	浜田市朝日町93番地12	令和7年3月31日
奥出雲町	通所介護	仁多デイサービスセンター	仁多郡奥出雲町三成226番地	令和7年3月31日
社会福祉法人 隠岐共生学園	訪問看護	静和園訪問看護ステーション	隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地	令和7年3月31日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
奥出雲町	介護老人保健施設	奥出雲介護老人保健施設	仁多郡奥出雲町三成228-3	令和7年3月31日

島根県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年3月3日付けで県営土地改良事業に係る安来地区（志引工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年3月3日付けで県営土地改良事業に係る安来地区（畑田輪工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第129号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市大社町杵築北字雲見坂入口3031、字雲見谷3148、3150

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大社町杵築北字雲見坂入口3031・字雲見谷3148・3150（以上の3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第130号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町朝原字千田屋敷1489

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
出雲市佐田町大呂197-2、214-9、2376から2378まで、2380-3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第132号

令和7年島根県告示第67号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市波根町灘山3145-2	竹下 門造

島根県告示第133号

令和7年島根県告示第52号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を出雲市役所に掲示す

るとともにその要旨を告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
出雲市佐田町朝原山根1560-1	板垣 正啓

島根県告示第134号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

津和野町

2 事業の種類

津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県鹿足郡津和野町後田口412番、後田口412番1、後田口417番

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県鹿足郡津和野町後田地内における1,042.39平方メートルの土地を起業地とする「津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、津和野町が防火水槽設置及び防災施設を整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第19号に掲げる市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設、同条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である津和野町は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

津和野町の城下町を中心とする地域の49棟の建物が国の登録有形文化財に登録され、町並みの恒久的な保存と歴史を活かしたまちづくりに向けて住民と町が一体となって取り組みを行っている。また、津和野城下の商家町・町人町の町並みは、平成25年8月に国の重要伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）に選定された。その歴史的な町並みを守るために修理、整備等を町が継続して行っている。伝建地区には現在も多く住民が住んでおり、また観光客来訪の中心地として町の基幹産業の一つである観光業を支えている。

しかしながら、伝建地区においては江戸時代以来町割り、道路幅はほとんど変わっておらず、木造家屋が密集しており、防災対策が重要な課題となっている。文化庁の指針においても木造家屋の多い伝統的建造物群保存地区では火災や地震等の災害から住民の生命・財産及び文化財としての価値を守るため、地区全体に対する防火・耐震対策が必要であり、各地区において防災計画を策定し、防災施設等の整備の必要性を求めている。過去においても伝建地区においては、火災、地震等の災害が発生しており、防火対策・防災施設整備が課題となっている。

これらの課題を解決するため、本件事業において防火水槽の設置及び防災施設（避難所、防災器具保管庫及び備蓄倉庫、屋外スペース及び駐車場、屋外資材置き場）を整備するものである。

本件事業が完成すれば、災害時における住民及び観光客について、避難場所や災害備蓄品を供することができ、防火水槽、防災器具保管庫等の整備により速やかな消火活動の実施や避難者への救助活動も可能となり、歴史的な町並み・伝建地区の防災や住民の生命や財産を守ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、担当部局に照会し、起業地は希少な動植物等の保護区域ではなく問題はないとの判断を受けている。また、本件事業の起業地は文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、文化財保護法の規定に基づき適切な処置を講ずることにしており、伝建地区にも含まれていることから、建造物の修理工事等については担当部局と協議することとしている。本件事業の施工にあたっては、粉塵や騒音等について周辺住民の生活に影響がないよう、状況に応じて粉塵の飛散防止対策や防音シート等による騒音対策を行うとしている。したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、候補地Aから候補地Dまでの4案を検討している。候補地Aについては本町通りに面しており便利でアクセスは良いが、防火水槽や防災施設を設置するスペースがない。候補地B（申請地）については、今市通りと新丁通り双方に面しており、双方からのアクセスが可能であり、また防火水槽や防災施設を設置するスペースもある。候補地Cについては、今市通りにのみ面しており、備蓄倉庫等の機能はなく、防火水槽や防災施設を設置するスペースもない。候補地Dについては、今市通りと新丁通りに面しているが、新丁通り側の道路は幅員狭小であり、またRC造りの建物があるため、解体費用がかかる。

申請地は他の3つの候補地と比較すると、必要な施設の面積を十分に確保することができること、経済性に優れていることなどから社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(2)のアで述べたように伝建地区は木造家屋が密集していること等を考えると、避難場所や災害対応備蓄品の確保、防火水槽、防災器具保管庫の整備による消火や避難者の救助が急務である。災害から住民の生命・財産及び文化財としての価値を守るため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

津和野町役場（教育委員会総務係）

島根県告示第135号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県県央県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川の名称

一級河川江の川水系山田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和7年3月14日

3 廃川敷地等の位置

邑智郡邑南町出羽113番3地先から出羽114番5地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 113.83平方メートル

公 告

島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発・運用保守業務に係る契約予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発・運用保守業務

(2) 仕様

「島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 期間

ア 島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発期間

契約の日から令和8年3月31日まで

イ 島根県母子父子寡婦福祉資金システム運用保守期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発費（運用開始後5年の分割支払）

26,566,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

イ 島根県母子父子寡婦福祉資金システム運用保守費（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年）

7,800,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

ウ 総額（ア+イ）

34,366,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(8)までのすべての要件を満たし、島根県知事の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書等の配布期間等

ア 配布期間

令和7年3月14日（金）から同月24日（月）まで

イ 配布場所

島根県健康福祉部青少年家庭課ホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/gyakutai/seishonen/>）

ウ 守秘義務の遵守に関する誓約書

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式6）を提出すること。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

(1) 提案競技参加申込書（様式1） 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 直近の財務諸表 1部

(5) 島根県税に係る納税証明書 1部（登録業者は、提出を要しない。）

(6) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（登録業者は、提出を要しない。）

(7) 担当者届（様式2） 1部

(8) 提案書（様式3） 4部

(9) 見積書（様式4） 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類は、令和7年3月31日（月）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。

イ 4の(8)及び(9)の書類は、令和7年4月18日（金）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。

(3) 提出先

11に同じ。

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに質問票（様式5）により提出すること（電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 提出先は11と同じとする。

(3) 提出期限は、令和7年3月24日（月）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和7年3月31日（月）までに提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。また、ホームページにも掲載する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和7年4月7日（月）付けで、郵送及び電子メールにて通知する。

8 選定方法

(1) 「島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発・運用保守業務に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者の選定を行う。

(2) 審査要綱については、別途定める。

(3) 評価については、仕様書の要求内容及びコストの抑制（見積額）の点を考慮する。

(4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

(5) 評価点の最も高いものを契約予定者とする。総合評価点が最も高いものが2者以上あるときは、技術評価点の高いものを契約予定者とする。

(6) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。

(7) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(9) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(10) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ウ 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- エ 提案者が当該提案協議に対して2以上の提案をしたとき。
- オ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- カ その他あらかじめ指示した事項に反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合などは審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技及び契約の手續に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出された書類の返却は行わない。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

島根県健康福祉部青少年家庭課 ひとり親支援第二係

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（第2分庁舎）

電話（直通） 0852-22-6688

電子メール bfks@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and Operational Maintenance of the Shimane Prefecture Welfare Loan Program for Single-Parent Families System, 1 set
- (2) Deadline for Submission of Proposal documents: April 18th, 2025
- (3) Contact and Submission Address: Youth and Domestic Affairs Division, Shimane Prefectural Office, Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL: 0852-22-6688

2項の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月10日から12月12日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、知夫村、海士町、西ノ島町、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
6月2日から8月29日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、知夫村、海士町、西ノ島町、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査期日	検査時間	検査場所
益田市	5月8日	10時から15時30分まで	益田市役所
	5月9日	10時から11時まで	
	5月12日	13時から15時まで	
	5月13日	9時30分から15時まで	
	5月14日	10時から15時30分まで	
	5月15日	10時から16時まで	
	5月20日	10時から16時まで	
	5月21日	9時から16時まで	
	5月22日	9時から16時まで	
	5月23日	9時から12時まで	
雲南市	6月3日	10時から15時30分まで	雲南市役所
	6月4日	11時から15時30分まで	
	6月5日	10時30分から15時30分まで	
	6月9日	10時から14時まで	
	6月10日	9時30分から16時まで	
	6月11日	10時から15時30分まで	
	6月12日	10時30分から16時まで	
	6月13日	9時30分から15時まで	
知夫村	6月24日	13時から14時30分まで	知夫村役場

海士町	6月25日	9時30分から16時30分まで	海士町役場
	6月26日	9時30分から11時30分まで	
西ノ島町	6月26日	13時30分から17時まで	西ノ島町役場
	6月27日	9時から11時まで	
隠岐の島町	7月1日	13時30分から17時まで	隠岐の島町役場
	7月2日	9時から17時まで	
	7月3日	9時30分から17時まで	
	7月15日	13時30分から16時30分まで	
	7月16日	9時30分から16時30分まで	
	7月17日	9時30分から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年2月21日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測深測量）

2 作業期間

令和6年5月7日から令和7年2月21日まで

3 作業地域

出雲市及び雲南市地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年10月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量及び用地測量）
- 2 作業期間
令和6年4月30日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
安来市月坂町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年1月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年7月22日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域
邑智郡邑南町阿須那地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
令和7年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）の購入
予定数量 214,000リットル
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 納入期限
契約日から令和8年3月31日まで
 - (4) 納入場所
漁業取締船 浜田漁港内、浦郷漁港内又は境港内
漁業試験船 浜田漁港内、浦郷漁港内、境港内又は十六島漁港内
- 2 入札方法
 - (1) 入札者は、入札書に免税軽油1リットル当たりの単価を記載すること。
 - (2) 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「8燃料・油脂類」小分類「(1)石油」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第316号）の規定に適合する方法で給油することが可能な資格、設備を有する者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部水産課管理第一係

電話 0852-22-5312 F A X 0852-22-5929

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和7年4月1日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年4月3日（木）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年4月7日（月）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁農林水産部会議室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年4月7日（月）午後1時までに着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月7日（月）午後1時30分

イ 場所

7の(1)のイの場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県農林水産部水産課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : 214,000 liters of Light oil (tax exemption) , to be used as fuel for ships during the 2025 Fiscal Year.

(2) Time limit for tender : 1 : 30 p.m. April 7, 2025

(Bids by post must be received by 1 : 00 p.m. on April 7, 2025)

(3) Contact point for the notice : Marine, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5312

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

全身用X線CT診断システム調達及びメンテナンス業務の委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和7年1月7日

4 落札者の氏名及び住所

キャノンメディカルシステムズ株式会社山陰支店 支店長 谷本 弘峰 松江市朝日町484番地16

5 落札金額

250,212,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年11月29日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第14号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和7年3月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 10,789
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 156,575
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合

算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

松江選挙区	54,157
浜田選挙区	13,828
出雲選挙区	46,746
益田選挙区	12,161
大田選挙区	8,983
安来選挙区	10,061
江津選挙区	6,077
雲南・飯石選挙区	11,159
仁多選挙区	3,220
邑智選挙区	4,743
鹿足選挙区	3,452
隠岐選挙区	5,233

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 156,575

島根県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和7年3月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
サービス付き高齢者向け住宅 なないろ	松江市佐草町456-1	令和7年3月5日
住宅型有料老人ホーム高齢者向け優良賃貸住宅 ふらここ	松江市佐草町458-1	令和7年3月5日

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

島根県公安委員会委員長 藤田 和雄

島根県公安委員会規則第7号

島根県道路交通法施行細則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則（島根県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、自動車の運転の経験の期間が3年以上の者であることを副安全運転管理者の選任の要件とした場合であつて、第1号に掲げる書類として運転免許証の写しを添付するときは、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

第16条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の写し又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの表面の写し
- (2) 安全運転管理者にあつてはその者の運転管理経歴証明書（様式第18号の3）、次条第2項に規定する教習修了証の写し又は第18条第2項に規定する資格認定証の写し、副安全運転管理者にあつてはその者の運転管理経歴証明書、自動車の運転の経験の期間を証明するもの又は第18条第2項に規定する資格認定証の写し

第16条第2項第3号中「自動車安全運転センター法」を「現に自動車の運転免許を受けている者にあつては、自動車安全運転センター法」に、「運転記録」を「、運転記録の」に改め、同項第4号を削る。

第23条の4中「法第94条第1項」の次に「及び法第95条の5第2項」を加え、同条第4号中「次条第1項第4号」の次に「及び第23条の6第1項第4号」を加える。

第23条の5第2項を次のように改める。

- 2 施行規則第21条第6項に規定する公安委員会規則で定める場合は、前項の申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が申請用写真を持参し、当該申請用写真による免許証の作成を希望する場合は、この限りでない。

第23条の7を第23条の8とし、第23条の6を第23条の7とし、第23条の5の次に次の1条を加える。

（特定免許情報の記録等の申請等）

第23条の6 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請、法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消届出及び同条第11項の規定による免許証の交付の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) 警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）
- (4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番

- 2 施行規則第21条の2第3項及び第21条の9第3項に規定する公安委員会規則で定める場合は、法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請及び同条第11項の規定による免許証の交付の申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が申請用写真を持参し、当該申請用写真による特定免許情報の記録等を希望する場合は、この限りでない。

第24条の2の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第101条第1項の規定による免許証」の次に「又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）」を加え、「における免許証」を「における免許証等」に、「第94条第1項の規定による免許証」を「第94条第1項及び第95条の5第2項の規定による免許証等」に、「及び同条第2項」を「並びに法第94条第2項」に改め、同項第5号中「（更新の申請及びこの申請に併せて行う法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出をする場合に限る。）」を削り、同項に次の1号を加える。

- (6) その他警察本部交通部運転免許課長が必要と認める場所

第24条の2第3項中「第30条の9第3項」を「第30条の7第4項」に、「申請用写真の添付を要しない」を「公安委員会規則で定める」に改める。

第25条の2の見出し中「運転経歴証明書」を「運転経歴証明書等」に改め、同条第1項中「同条第5項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「法第105条の2第1項」に、「運転経歴証明書の交付」を「運転経歴証明書及び同条第3項の規定による運転経歴情報（以下「運転経歴証明書等」という。）の交付又は記録」に、「第30条の12第1項」を「第30条の10第1項及び第30条の15第1項」に、「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改め、同条第2項中「第30条の10第1項」を「第30条の8第1項」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明

書交付等申請書」に、「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「運転経歴証明書交付・再交付申請書」を「運転経歴証明書等交付・再交付申請書」に改め、同条第3項中「第30条の10第2項」を「第30条の8第2項」に改め、同条第4項中「第30条の12第2項」を「第30条の10第2項及び第30条の15第2項」に、「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書等記載事項変更届」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 施行規則第30条の11第2項に規定する公安委員会規則で定める場合は、同条第1項各号に該当する場合とする。ただし、当該申請を行う者が申請用写真を持参し、当該申請用写真による運転経歴証明書の作成を希望する場合は、この限りでない。

第25条の3の見出し中「返納」を「返納等」に改め、同条中「第107条第1項」を「第106条の3第1項」に改め、同条各号列記以外の部分中「及び」を「、」に、「第30条の14」を「第30条の12第1項」に改め、「運転経歴証明書の返納」の次に「及び施行規則第30条の16第1項の規定による運転経歴情報の抹消」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) その他警察本部交通部運転免許課長が必要と認める場所

第25条の3に次の2項を加える。

2 施行規則第30条の12第2項に規定する公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届は、運転経歴証明書返納届（様式第28号の7）とする。

3 施行規則第30条の16第2項に規定する公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届は、運転経歴情報抹消届（様式第28号の8）とする。

様式第26号の4中「第23条の6関係」を「第23条の7関係」に改める。

様式第26号の5及び様式第26号の6中「第23条の6関係」を「第23条の7関係」に、「うんでんめんきょしょう運転免許証」を「うんでんめんきょしょうとう運転免許証等」に改める。

様式第26号の7中「第23条の6関係」を「第23条の7関係」に、「めんきょしょう免許証」を「めんきょしょうとう免許証等」に、「しまねけんけいさつほんぶ島根県警察本部こうつうぶうんでんめんきょか交通部運転免許課」を「すお住まいのとどうふけんけいさつ都道府県警察のうんでんめんきょたんとうか運転免許担当課」に改める。

様式第26号の8及び様式第26号の9中「第23条の7関係」を「第23条の8関係」に改める。

様式第28号の5及び様式第28号の6を次のように改める。

様式第28号の5 (第25条の2関係)

運転経歴証明書等交付・再交付申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

(注) 太線の中だけお書きください。

資料区分	運転経歴証明書	同時受理	受付場所	確認物 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 郵便物 <input type="checkbox"/> その他	写真添付欄 (持参写真) ・再交付														
	36-B9																		
	登録(交付)年月日																		
登録(照会)番号																			
代理申請者	続柄 ()																		
フリガナ				電話番号(自宅又は携帯)															
氏名				- -															
生年月日				性別	男・女														
住所																			
暗証番号 (マイナ経歴証明書)																			
手続終了後に有することを希望するもの				免許証の記載事項変更の有無															
マイナンバーカードの効力		署名用電子証明書の提出		OSS申請															
マイナ経歴証明書の有無	マイナ経歴証明書の紛失状況等の事情																		
受けていた免許証 (運転経歴証明書)	免許証(運転経歴証明書)番号																		
	マイナ免許証(マイナ経歴)番号																		
	交付年月日		年 月 日	有効年月日		年 月 日													
	照会番号		()																
	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大自二	中二	普二	大特二	け引二	色別	金	青	緑
免許の条件等				備考															

確認者

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の6 (第25条の2関係)

運転経歴証明書等記載事項変更届

年 月 日

島根県公安委員会 様

(注) 太
枠
の
中
だ
け
お
書
き
く
だ
さ
い
。

フリガナ		届出者氏名		代理の場合は続柄					
生 年 月 日	年 月 日	免許証 (運転経歴証明書) 番号		電話番号 (自宅又は携帯)					
マイナ免許証 (マイナ経歴証明書) 番号		第 号		第 号					
処 理	住所	氏名	住+氏	呼び名修正	生年月日・ 性別	同時受理	受付場所	資料区分	運 転 経 歴 証 明 書
	1	2	3	8	50	再交付			36-B9
登録 (交付) 年月日			登録 (照会) 番号						

確認物	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	<input type="checkbox"/> 住民票
	<input type="checkbox"/> 郵便物
	<input type="checkbox"/> その他

※変更する項目のみ記載してください。

フリガナ	性別	生年月日
氏 名	男・女	
本籍・国籍等		
住 所	島根県	市 町 郡 村

[現に受けている運転経歴証明書]

別添のとおり

登録者	確認者

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の6の次に次の2様式を加える。

様式第28号の7（第25条の3関係）

運転経歴証明書返納届

年 月 日

島根県公安委員会 様

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	
記載事項変更の有無	有・無		

〔現に受けている運転経歴証明書〕

 別添のとおり

登録者	確認者

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の8（第25条の3関係）

運転経歴情報抹消届

年 月 日

島根県公安委員会 様

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	
記載事項変更の有無	有・無		

〔現に受けている運転経歴情報〕

 別添のとおり

登録者	確認者

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「
様式第30号中 免許証番号 を 免許証番号又は
免許情報記録の番号
」
」
に改める。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

第2条 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第94条第2項の項の次に次のように加える。

第95条の2第3項	特定免許情報の記録
第95条の2第4項	免許証の返納の受理
第95条の2第6項（第106条の3第3項において準用する場合を含む。）	免許証の交付を希望しない旨の申出の受理
第95条の2第10項	免許情報記録の抹消
第95条の2第11項	免許証の交付の申請の受理
第95条の4第1項	異なる種類の免許に係る免許証の交付及び免許情報記録の書換え
第95条の4第2項	条件に係る事項の記載及び記録
第95条の5第1項	免許情報記録の書換え
第95条の5第4項	国家公安委員会からの通報の受理

別表道路交通法の部第101条第1項の項及び第101条第4項の項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同部第101条第5項及び第6項の項中「第6項」を「第6項前段」に、「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同項の次に次のように加える。

第101条第6項後段	経由地公安委員会への免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨の通知
------------	----------------------------------

別表道路交通法の部第101条の2第1項の項から第101条の2第3項及び第4項の項までの規定中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同部第101条の2の2第2項、第3項及び第4項の項中「第101条の2の2第2項、第3項及び第4項」を「第101条の2の2第4項から第6項まで」に、「適性検査結果の書面等の送付」を「更新申請書の内容、適性検査結果」に改め、同部第101条の2の2第5項の項中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に改め、同部第101条の3第2項の項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同部第101条の4第2項の項及び第101条の4第3項の項中「免許」を「免許証等」に改め、同部第101条の4第4項の項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同項の次に次のように加える。

第101条の4の2第4項	免許証の返納の受理
--------------	-----------

別表道路交通法の部第103条の2第4項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の項中「第103条の2第4項」を「第103条の2第5項」に改め、同部第103条の2第5項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の項中「第103条の2第5項」を「第103条の2第6項」に改め、同部第104条の3第4項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の項中「第104条の3第4項」を「第104条の3第3項」に改め、同項中「及び保管運転免許証（国際運転免許証等）の受理」を削り、同部第104条の4第5項及び第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）の項中「第104条の4第5項及び第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第1項及び第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理
------------	-----------------

第105条の2第4項	運転経歴情報の記録
------------	-----------

別表道路交通法の部第107条第1項の項中「第107条第1項」を「第106条の3第1項」に改め、同部第107条第2項の項中「第107条第2項」を「第106条の3第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

第106条の4第1項	免許情報記録の抹消
第106条の4第2項	免許情報記録の書換え
第106条の5	他の種類の運転免許に係る免許証の交付及び免許情報記録の書換え
第106条の6	申出による免許情報記録の書換え
第107条	免許情報記録の更新をした旨を証する書面の交付

別表道路交通法施行規則の部第18条の6第2項の項の次に次のように加える。

第21条の2第1項	特定免許情報記録申請書の受理
第21条の3	特定免許情報に記録する事項の認定
第21条の4第2項第4号	特定免許情報を記録することができない事情の認定
第21条の11	現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許情報記録の書換え
第21条の13第1号及び第21条の14第1項第1号	国家公安委員会の使用に係る電子計算機への個人番号カード用署名用電子証明書の送信

別表道路交通法施行規則の部第29条の2の3第3号の項の次に次のように加える。

第29条の2の3の2第7項	免許情報記録の書換え
---------------	------------

別表道路交通法施行規則の部第30条の9第4項の項中「第30条の9」を「第30条の7」に改め、同部第30条の11の項中「第30条の11」を「第30条の9」に改め、同部第30条の12の項中「第30条の12」を「第30条の10」に改め、同部第30条の13の項中「第30条の13」を「第30条の11」に改め、同部第30条の14の項中「第30条の14」を「第30条の12」に改め、同項の次に次のように加える。

第30条の15第1項	住所等の変更の届出の受理
第30条の16	運転経歴情報の抹消

別表道路交通法施行規則の部第31条の4の2の項中「第31条の4の2」を「第31条の4の7」に改め、同部第31条の4の3の項中「第31条の4の3」を「第31条の4の8」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

島根県公安委員会規則第8号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 総務事務室に関すること。

第10条の6の見出し及び同条第1項中「企画室」の次に「及び総務事務室」を加え、同条に次の1項を加える。

3 総務事務室においては、職員の旅費、給与及び厚生に関する庶務事務をつかさどる。

第11条、第14条（見出しを含む。）及び第17条の2第1項中「少年女性対策課」を「人身安全少年課」に改める。

第21条第11号を削り、同条第12号中「特殊詐欺捜査室」を「匿名・流動型犯罪対策室」に改め、同号を同条第11号とする。

第23条の2第2項に次の1号を加える。

(6) 照会業務に関すること。

第24条の2の見出し及び同条第1項中「特殊詐欺捜査室」を「匿名・流動型犯罪対策室」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 匿名・流動型犯罪対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の取締りに関すること。

(2) 知能的犯罪のうち広域にわたり、かつ、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれらに関連して行われる犯罪の捜査に関すること。

(3) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

第47条の2を第47条の3とし、第47条の次に次の1条を加える。

（総務事務室長）

第47条の2 総務事務室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 室長は、総務事務室の事務をつかさどる。

第53条の2の見出し中「特殊詐欺捜査室長」を「匿名・流動型犯罪対策室長」に改め、同条中「特殊詐欺捜査室」を「匿名・流動型犯罪対策室」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。